金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社東京都市管財
２．住所　東京都新宿区納戸町40
３．代表者の氏名　代表取締役　慶田　　望
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2268号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成29年12月28日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成29年６月28日

関東財務局長　小野　　尚

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　日神不動産投資顧問株式会社
２．住所　東京都新宿区新宿５－８－１
３．代表者の氏名　代表取締役　小川　右二
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2830号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成29年12月28日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成29年６月28日

関東財務局長　小野　　尚

適格機関投資家等特例業務届出者の業務廃止命令処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第63条の５第３項の規定に基づき、次の適格機関投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命じたので、同法第63条の５第６項の規定により公告する。

１．業務廃止を命じられた適格機関投資家等特例業務届出者の名称等
・商号又は名称　合同会社トライアドプロインベスターズ
住所又は所在地　神奈川県小田原市曽比3212番３
・商号又は名称　VSS Structured Capital II, LLC
住所又は所在地　350 Park Avenue, 7th Floor, New York, NY 10022 USA
２．業務廃止命令年月日
平成29年６月20日

平成29年６月28日

関東財務局長　小野　　尚

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成29年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成29年６月28日

農林水産大臣　山本　有二

記

国営岩木川左岸土地改良事業（農業用用排水）
国営和賀中部土地改良事業（農業用用排水）
国営平鹿平野土地改良事業（農業用用排水）

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成29年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成29年６月28日

農林水産大臣　山本　有二

記

国営佐渡土地改良事業（農業用用排水）

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成29年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成29年６月28日

農林水産大臣　山本　有二

記

国営香川用水土器川沿岸土地改良事業（農業用用排水）

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成29年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成29年６月28日

農林水産大臣　山本　有二

記

国営斐伊川沿岸土地改良事業（農業用用排水）

隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等

１　自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第73条第１項の規定に基づく被疑事実通知書
東部方面会計隊　１等陸士　江川　倫史　殿
平成28年10月30日以降、正当な理由なく欠勤した。

陸上自衛隊第433会計隊長
３等陸佐　若松　洋一

２　自衛隊法施行規則第71条の規定に基づく審理のために出頭すべき期日及び場所等
⑴　審理のために出頭すべき期日
平成29年８月23日午前10時
⑵　出頭すべき場所　陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地（静岡県御殿場市中畑2092－２）
⑶　その他審理のために必要な事項
ア　弁護人が必要な場合には、平成29年７月19日までに、懲戒権者に対し申し出ることができる。
イ　平成29年８月９日までの間に、懲戒権者に対し、証人を指定し、その尋問を申請し又は証拠物を指定し、その証拠調べを申請することができる。
証人を指定する場合には、証人の住所又は所属、官職、氏名及び尋問事項を、証拠調べを請求する場合には、証拠物の内容、所在及び取調事項を示して行うものとする。
ウ　審理における供述を辞退する場合には、その旨を申し出ることができる。

平成29年６月28日

陸上自衛隊第433会計隊長
３等陸佐　若松　洋一

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第４０１０６号
横浜市港南区港南中央通９番14号ライオンズマンション港南中央503号室
申立人　藤井　里絵
本籍神奈川県横浜市磯子区丸山２丁目７番地、最後の住所横浜市磯子区滝頭２丁目30番１号たきがしら芭蕉苑、死亡の場所神奈川県横浜市磯子区、死亡年月日平成28年７月22日、出生の場所不詳、出生年月日明治41年３月14日、職業無職
被相続人　亡　鈴木　ぬゑ
事務所横浜市中区住吉町１－２スカーフ会館９階
相続財産管理人　弁護士　今井　史郎
横浜家庭裁判所

平成２９年（家）第４０２０８号
東京都千代田区霞が関１丁目１番１号
申立人　国
本籍長野県上田市上田102番地、最後の住所横浜市都筑区加賀原２丁目７番18号、死亡の場所神奈川県横浜市青葉区、死亡年月日平成26年９月25日、出生の場所神奈川県横浜市保土ケ谷区、出生年月日昭和３年８月７日、職業不詳
被相続人　亡　細田　高男
事務所横浜市中区太田町２－23横浜メディア・ビジネスセンター６階
相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋平
横浜家庭裁判所

平成２９年（家）第４０２４１号
神奈川県足柄下郡箱根町強羅1300―601
申立人　クリオ強羅壱番館管理組合
本籍神奈川県横浜市神奈川区白楽６番地６、最後の住所横浜市戸塚区名瀬町779番地92ＥＮハイツ202号、死亡の場所神奈川県横浜市戸塚区、死亡年月日平成26年８月６日、出生の場所山形県長井市、出生年月日昭和19年２月26日、職業不詳
被相続人　亡　奈良谷美智代
事務所横浜市中区太田町４－55　横浜馬車道ビル７階
相続財産管理人　弁護士　畔柳　秀勝
横浜家庭裁判所